

資料編

- 1 県文化施設・機関の役割
- 2 計画策定までの経緯
- 3 静岡県文化政策審議会委員名簿
- 4 静岡県文化振興基本条例

1 県有施設・機関の役割

県文化振興において、様々な県有施設及び機関が重要な役割を担っています。ここでは、それぞれの基本理念及び施設の概要等を記載します。

(1) 静岡県立美術館

○基本理念／目的

美術の振興を図り、もって県民の文化の発展に寄与する。

(静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例)

○施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田 53 番地の 2	
敷地面積	131,941.96 m ²	
建物	本館	ロダン館
構造 (延面積)	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (9,238.51 m ²)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨 2 階建 (3,024.36 m ²)
主要施設	展示室 7 室、展示ギャラリー 2 室、収蔵庫 3 室、講堂、講座室、実技室、レストラン、カフェ	展示室 (1、2 階)、関係資料コーナー
開館日	昭和 61 年 4 月 18 日	平成 6 年 3 月 23 日

○組織概要

設立年	昭和 61 年 4 月開館 (平成 6 年 3 月ロダン館開館)
設立目的	優れた美術作品の収集と展示を通じ、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供するとともに、県の美術文化の発展を図る。
組織	館長、副館長、総務課、学芸課
職員数	23 人
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた美術品の収集と展示を通して、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供する。 ・「開かれた美術館」を目指して、企画展や収蔵作品展を開催する。 ・講演会、美術講座、創作週間等、美術に関する幅広い県民活動の場となる。
特長及び事業内容	<p>「風景とロダンの美術館」を掲げ、そのコレクションは、17 世紀以降の日本と西洋で制作された風景画、富士山をモチーフとした作品や本県ゆかりの作家、作品を特長としている。また、ロダンの鑄造作品や近代彫刻作品を常設展示する「ロダン館」を持つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「開かれた美術館」を目指して企画展や収蔵品展を開催 ・移動美術館、講演会、美術館教室 (学校連携普及事業)、創作週間などの開催 ・県内の公私立美術館の補完的役割

(2) 静岡県舞台芸術公園

○基本理念／目的

世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与する。

(静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例)

○施設概要

所在地	静岡市駿河区平沢 100 番 1
敷地面積	約 21 ヘクタール
延床面積	6747.30 m ²
建築費	8,249 百万円
開館日	平成 9 年 3 月
主要施設	野外劇場、アトリエ棟、稽古場 A・B 棟、本部棟、 研修交流宿泊棟 A～F 棟、倉庫、資材倉庫

○組織概要

指定管理者	公益財団法人静岡県舞台芸術センター(SPAC)
設立年	平成 7 年 7 月 21 日
設立目的	演劇、舞踊等の舞台芸術に関し、その創造活動等により、静岡県の芸術文化の振興を図り、香り高い文化の創出に寄与する。
組織	理事長 芸術総監督兼副理事長、芸術局長、芸術局(制作部、文芸部、創作・技術部、演技部) 専務理事兼事務局長、事務局(総務課)
職員数	82 人
特長及び事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 県立の劇団として、県民をはじめ多くの人に舞台芸術作品に触れる機会を提供する専門機関である。常設の専用劇場と稽古場を持ち、芸術監督の下、オリジナル作品を生み出しており、この形態が公立文化施設としては日本で唯一であることから、本県文化振興の特長の一つである。・ 舞台芸術の創造と公演(専属スタッフによる独自の作品の制作・上演、国内外の優れた舞台芸術作品の上演や舞台芸術の国際的イベントの定期的な開催)・ 舞台芸術に関する人材の育成・ 舞台芸術に関する活動の支援

(3) 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

○基本理念／目的

学術、文化及び芸術の振興並びに国内外との交流を図る。

(静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例)

○施設概要

所在地	静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号	階数	地上12階・地下2階
敷地面積	36,009 m ²	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄骨造
建築面積	13,647 m ²	建築費	50,227百万円(完成時)
延床面積	60,630 m ²	開館日	平成11年3月13日
主要施設	大ホール、中ホール、会議ホール、交流ホール、展示ギャラリー、会議室(19室)、映像ホール、託児室、練習室、文化情報センター、レストラン・カフェ、グランシップ広場(敷地面積14,531 m ²)、静岡芸術劇場、駐車場(400台収容)等		

○組織概要

指定管理者	公益財団法人静岡県文化財団
設立年	昭和59年5月22日設立
設立目的	各種の文化芸術の振興事業、国内外との交流事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、県民生活の向上と活力あふれる郷土づくりに寄与する。
組織	理事長、副理事長(館長)、専務理事(支配人)、事務局長、事務局(総務課、事業課)
職員数	35人
運営の基本方針	次の4本を柱として、事業を展開する。 1 上質で多彩をより身近に 2 県民との繋がりや広域的な協働・交流 3 安全・安心・快適な施設運営と経営の安定化 4 働きやすい職場づくり
特長及び事業内容	・グランシップ指定管理者として、企画事業および貸館事業等を担う。 ・県内の文化活動を支援する中間支援組織として、相談、助成、顕彰及びネットワークの形成事業等を行う。

(4) ふじのくに地球環境史ミュージアム

○基本理念／目的

「“ふじのくに”の地域学の創造と人・交流・連携が導く知の拠点づくり」を目指す。

○施設概要

所在地	静岡市駿河区大谷 5762 (県立静岡南高校跡地)
敷地面積	58,927.36 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 地上3階建て 延床面積 9,334.49 m ²
開館日	平成28年3月26日
主要施設	展示室、企画展示室、講堂、講座室、学校記念室、キッズルーム、図鑑カフェ、収蔵室、研究室、実験室、実習室

○組織概要

設立年	平成27年4月1日
設立目的	郷土の自然史に関する資料を収集し、保管し、及び次世代に継承するとともに、人と地球上の生態環境との関わりを歴史的に研究し、当該収集した資料及び当該研究成果の活用を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する。
組織	館長、副館長、企画総務課、学芸課
職員数	13人
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自然史と環境史を研究領域とする全国初の地球環境史博物館として、調査研究、収集保管、教育普及、展示・情報発信等の博物館機能の充実を図る。 ・高い専門知識を有する優秀なスタッフによる調査研究活動や教育活動を充実するとともに、NPOや大学等と研究協力を行いながら、県内はもとより日本、そして世界を活動空間とする「ソフトパワー重視」の活動を展開する。
特徴及び事業内容	<p>人と自然との関わりの歴史から「百年後の静岡が豊かであるために」は何が必要かを問いかけ、来館者が自ら学び、考える「思考するミュージアム」をコンセプトにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境史、地質・岩石・地震、昆虫、脊椎動物、植物、化石(古生物)の6分野における調査研究 ・自然史資料の収集保管 ・常設展示や企画展示のほか、年間を通じた多彩な体験型講座などの館内活動 ・県内全域の小中学校を中心に巡回展示するミュージアムキャラバンなどのアウトリーチ活動

(5) 静岡県埋蔵文化財センター

○基本理念／目的

埋蔵文化財保護の中核的機関として、調査や研究、修復を行うとともに、埋蔵文化財の公開や活用を通じて、県民文化の向上に寄与する。

○施設概要

所在地	静岡市清水区蒲原 5300-5 ※旧庵原高校施設を活用
敷地面積	13,781.19 m ²
延床面積	10,797.27 m ²
開館日	平成 23 年 4 月（平成 28 年 10 月現地に移転）
施設	基幹施設：埋蔵文化財センター 事務所：長泉（駿東郡長泉町納米里）
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none">・文化財保護法に基づき、国等機関の開発行為により現状保存できない埋蔵文化財を後世に残すため、記録保存のための本発掘調査を行うとともに、脆弱な出土品について長期に保管や活用ができるよう保存処理を行う。・また、埋蔵文化財の活用を通じた文化財保護の意識を醸成するために、出土品の展示、児童・生徒向けの体験授業・出前講座や一般県民向けの考古学セミナー・技術体験などを実施する。

(6) 静岡県富士山世界遺産センター

○基本理念／目的

富士山にかかる包括的な保存管理及び富士山の自然、歴史・文化に加え周辺観光等の情報提供等の拠点となる。

○施設概要

所在地	富士宮市宮町5-12
敷地面積	約6,100㎡
延床面積	約3,400㎡
開館日	平成29年12月23日
施設	映像シアター、展示室、研修室、ライブラリー、ミュージアムショップ等
運営の基本方針	・基本コンセプトである「永く守る」・「楽しく伝える」・「広く交わる」・「深く究める」の諸活動をバランスよく展開し、センターにおける活動成果の全てを「連ねる」ことで、「富士山学」を体系化し、世界遺産「富士山」の価値を探求する活動を展開する。
施設の位置付け	・世界遺産としての富士山の保護、保存の役割を担う拠点であるとともに、学術調査機能などを併せ持つ施設。
展示構成	ガイダンス展示、常設展示（導入、聖なる山、美しき山、未来へ守り伝える）、企画展示、シアター

(7) 静岡県立中央図書館

○基本理念／目的

県民の教育、学術及び文化振興と普及を図る。(静岡県文化センター設置条例)

○施設概要

所在地	静岡市駿河区谷田53-1
敷地面積	5,674.7㎡
延床面積	8,816㎡(地上3階、地下1階)
開館日	大正14年4月(昭和45年4月現地に移転)
施設	閲覧室、書庫、子ども図書研究室、事務室、講堂、会議室、中会議室、小集会室A、B、展示室
運営の基本方針	・県民の教育及び文化の向上に寄与することを目的に、「県民の生涯学習の拠点」、「資料保存センター」、「市町立図書館への支援」を推進し、県内図書館の中核的機能を担う生涯学習の拠点施設となる。
資料の保有状況	図書資料 820,541冊 視聴覚資料 14,473点

※ 静岡県文化センターを構成する(1)図書館(2)講堂、会議室その他の施設のうち(1)の名称を静岡県立中央図書館という。

(8) 公立大学法人静岡文化芸術大学

○基本理念／目的

- ・実務型の人材を養成する大学
豊かな人間性と的確な時代認識や社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材を養成する。
- ・社会に貢献する大学
地域、国際、世代が教育研究の場で幅広く融合する“開かれた大学”として地域社会及び国際社会の発展に貢献する。

○組織概要

設 立 年	平成12年公設民営方式により学校法人が運営する私立大学として開学、平成22年公立大学法人が運営する大学に移行
設立目的	地域社会及び他の大学、研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、人・もの・社会のより良いあり方や、豊かさ・美しさを付与する文化・芸術を探求し、人間味溢れる質の高い文化の創造を提案・発信するための教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。 また、社会の課題に積極的に対応するため、地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、我が国の更なる発展に貢献することとする。 (学則第1条)
組 織	【法人】理事長、副理事長、理事、事務局 【大学】学長、副学長、文化政策学部（国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科）、デザイン学部（デザイン学科）、大学院（文化政策研究科、デザイン研究科）、文化・芸術研究センター、事務局
職 員 数	157人（教員86人、事務職員71人）
特長及び事業内容	文化力・デザイン力のある実務型の人材を養成 【教育面】教養教育：バランスのとれた知識 導入教育：SUAC生としての基礎づくり 実践教育：社会の中で役立つ力 外国語教育：国際的に活躍する力 専門教育：充実した学びの中で専門性を深める 【研究面】重点的に取り組む研究：1) ユニバーサルデザイン 2) 多文化共生を含む文化政策 3) アートマネジメント 【地域貢献】社会人聴講生・科目別履修生制度や一般向け公開講座開催等による「開かれた大学」の実現

2 計画策定までの経緯

日 付	機 関	内 容
令和元年10月25日	文化政策審議会	令和元年度第1回 ・静岡県文化の現状と施策についての報告 ・静岡県文化力の向上に向けた中長期的視点からの提言
令和2年11月12日	文化政策審議会	令和2年度第1回 ・令和元年度からの進展及び変更等の報告 ・第5期ふじのくに文化振興基本計画の策定に向けた審議
令和3年3月19日	文化政策審議会	令和2年度第2回 ・第5期ふじのくに文化振興基本計画の策定に向けた審議
令和3年7月6日	文化政策審議会	令和3年度第1回 ・第5期ふじのくに文化振興基本計画の中間案の審議
令和3年11月5日	文化政策審議会	令和3年度第2回 ・第5期ふじのくに文化振興基本計画の中間案の審議
令和3年12月22日 ～ 令和4年1月12日	県民意見提出手続（パブリックコメント）	・計画案に対する意見募集
令和4年2月7日	文化政策審議会	令和3年度第3回 ・計画案の審議

3 静岡県文化政策審議会委員名簿

横山 俊夫	静岡文化芸術大学学長	会長
太下 義之	同志社大学経済学部経済学科教授	副会長
北川 フラム	アートディレクター	
木下 直之	静岡県立美術館館長	
澤田 澄子	公益社団法人企業メセナ協議会常務理事兼事務局長	
柴田 英杞	独立行政法人日本芸術文化振興会プログラムディレクター	
鈴木 壽美子	静岡県文化協会会長	
高山 靖子	三菱商事株式会社社外監査役	
遠山 敦子	静岡県富士山世界遺産センター館長	
仲道 郁代	ピアニスト	
松井 冬子	日本画家	
宮城 聡	公益財団法人静岡県舞台芸術センター芸術総監督	
森谷 明子	日本画家	
諸田 玲子	作家	

(以上14名、敬称略)

任期：令和3年8月16日～令和5年8月15日（2年間）

前文

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 文化振興基本計画（第6条）
- 第3章 文化の振興に関する基本的施策（第7条～第13条）
- 第4章 静岡県文化政策審議会（第14条～第20条）

附則

私たちの静岡県は、霊峰富士をはじめとした美しく変化に富んだ自然と温暖な気候に恵まれ、茶、魚、果物その他の豊かな物産を産出する暮らしやすい県であるとともに、古くから東西交通の要衝の地として、東西日本の文化の交流が盛んに行われ、豊かな歴史を刻んできた。これらの風土及び歴史の中で、先人たちが県内外の様々な人々と交流し、ふれあいながらはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々な存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新しい価値を見出すことにより新たな地域文化として創造し、及び発展させていくためには、様々な地域や人々とのつながりや交流を実感し、かつ、産業、まちづくり、教育、福祉等の分野との連携を図りながら、次代の文化の担い手である子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。

また、県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は、様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性が尊重されることを旨としつつ、文化を創造し、又は享受する活動が尊重されるとともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のために、これらの課題に取り組むことによって、静岡県内の多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び県の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創意及び活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動（以下これらを「文化活動」という。）を行うことが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推

進されなければならない。

- 5 文化の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

(県の役割)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。

(2) 広く県民の意見が反映されるようにすること。

(3) 広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体(国及び地方公共団体を除く。)及び個人(以下「民間団体等」という。)では実施が困難なものに取り組むこと。

- 3 県は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4条 県は、地域における文化の振興が市町の本来的な役割であることにかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言若しくは協力をを行うよう努め、又は市町相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第5条 県は、民間団体等の自主性及び民間団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動の相互の連携が促進されるとともに、民間団体等が行う支援活動(文化活動のうち文化を創造し、又は享受する活動を支える活動をいう。以下同じ。)が促進されるよう、環境の整備その他の支援を行うものとする。

第2章 文化振興基本計画

第6条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。

5 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(多様な文化資源の把握等)

第7条 県は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の本県の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う機会の提供等)

第8条 県は、広く県民が文化活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用又は民間団体等との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実等)

第9条 県は、次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむことができるようにするため、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備等)

第10条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化を創造する活動への支援等)

第11条 県は、本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、及び県民の誇りとなる文化の振興を図るため、世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援活動の普及啓発等)

第12条 県は、民間団体等が行う支援活動が本県における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、当該支援活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域産業の振興等に関する情報の提供等)

第13条 県は、県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 静岡県文化政策審議会

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県文化政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化振興基本計画に関し、第6条第4項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議すること。
- (3) 知事の諮問に応じ、文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証し、及び評価すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第15条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第19条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。